

要配慮者編

要配慮者編



1 要配慮者への取り組み

要配慮者とは、高齢者、障害者、乳幼児のほか、妊産婦、傷病者、難病患者や日本語に不慣れな外国人など、特に配慮を必要とする方を総称した用語です。

このような要配慮者は、災害が発生したときに必要な情報を把握したり、一人で避難することが難しい場合もあり、実際に、近年の災害においても多くの高齢者や障害者の方が犠牲となりました。

大きな災害が起こったとき、要配慮者が速やかな避難をするためには、事前の備えが大切です。とりわけ高齢者、障害者の方々が「どこに住んでいるか」、「どのように安否を確認をするか」や「地域での救出援護、避難の方法」などを地域で事前に話し合っておき、訓練を実施するなどして災害に備えておく必要があります。



2 要配慮者との日常的な交流

要配慮者への取り組みの出発点は、日常的な安全対策や支援体制にあります。

非常時だけを対象にした活動を考えていても、実際の災害時に有効に働きません。

そのためには、地域の高齢者などの要配慮者の生活状況を的確に把握し、日常的にどのような点に配慮すべきかを学んでいくことが、重要であり、日頃から「声をかけあうこと」や、要配慮者と地域の人々が触れ合う機会づくりを行っていく必要があります。

例えば、訪問チームを設けて要配慮者のいる家庭を訪問し、防災点検や防災情報の収集などを地域活動の一環として取り組む方法も一方策です。



3 要配慮者への避難誘導體制

(1) 避難誘導體制

避難に際しては、原則として隣近所、組または自主防災組織等でお互いに助け合い、集団で行動します。

避難対象地区における避難誘導

避難誘導は、警察官、消防職員、区本部職員、自主防災組織、消防団等が連携して実施します。

高齢者等避難や避難指示があった時は、区域の災害対策委員、自主防災組織は予め定める計画または区本部の指示に従い避難誘導のため必要な措置をとります。

要配慮者の安否の確認、避難場所への避難支援については、災害救助地区本部、民生委員児童委員、消防団、自主防災組織がお互いに協力して行います。

特に、避難対象地区において高齢者等避難が行われた場合の要配慮者の避難支援については、要配慮者の親族が、災害対策委員、自主防災組織、民生委員児童委員等の協力を得て行います。

- 事前に要配慮者の把握や避難誘導體制について、地域の方々と話し合い、実際に機能するような避難誘導體制を決めておきましょう。

活動例

- ①一人の要配慮者に対して、複数の住民による避難誘導體制を組んでおく。
- ②具体的な活動手順を決めておき、日頃から要配慮者と一緒になった訓練を行う。

(2) 安否確認

災害時の混乱の中での安否確認は大変難しいものがあります。

安否確認は、要配慮者のお住まいに近い方や、日頃から要配慮者の事をよく知っている方が複数で行いましょう。

活動例

- ①町内会等の組単位をめぐりにブロック別に分割し、要配慮者の声かけ、救出及び避難誘導にあたるリーダーを決めておくなど、事前に話し合いをしておく。
- ②避難する場合には、このブロック単位で身近な所を一時集合場所として決めておき、人員確認後に避難する。



(3) 情報の把握

災害時に機能するためには、日頃から要配慮者の所在を正確に把握しておきましょう。

そのための方法として、名古屋市では、要配慮者の内、避難に支援が必要な方で情報提供の同意が得られた方の名簿（避難行動要支援者名簿）を「助け合いの仕組みづくり」に取り組む地域へ提供する仕組みがあります。

また、色分けなどの工夫により要配慮者の所在を分かりやすく示した独自の要配慮者所在マップを作成する等、自主防災組織の安否確認や避難誘導にあたる人で対策を立てておきましょう。

しかし、寝たきりや認知症の高齢者、障害者などについては、プライバシーに関わるものだけに実態の把握が難しいこともあります。具体的な計画を示し、要配慮者や家族のご理解・ご協力を得るようにしましょう。

プライバシーに十分配慮しつつ、可能な限り情報収集に努めるという柔軟な姿勢の積み重ねが必要です。

家族のご理解・ご協力を得るために

- ①具体的に計画を示し、実際に活動できる内容を説明する。
- ②無理強いをしないで、理解を得た上で、可能な限り情報収集に努める。
- ③把握した情報は、要配慮者本人や家族の了解を得て、実際に救出・避難誘導にあたる範囲の人のみに留め、取り扱いには十分留意する。

情報の把握の方法

①行政から情報提供を受ける方法

- 助け合いの仕組みづくりを進める中で名古屋市から避難行動要支援者名簿の提供を受ける。

②地域住民による把握方法

- 要配慮者と地域住民が日頃から信頼関係を保持し、相互に理解し協力し合える土壌・意識づくりを行いながら、地域住民による把握をする。

4 要配慮者の安否確認や避難誘導方法

安否確認や避難誘導体制が有効に機能するために、定期的な訓練を実施するなど、実践的な体制づくりが大切です。

避難誘導の際の留意事項

(1) 高齢者・病人など

- 援助が必要な時は、複数の人で対応する。
- 複数の人で対応できない場合、ロープなどを活用して、背負う。

(2) 目の不自由な方

- 話す時は、ゆっくり大きな声で。
- 誘導するときは、杖を持っていない方の肘のあたりに軽く触れるか、腕を貸して半歩前程度をゆっくり歩く。
- 「あっち」「こっち」と言わず、「右斜め前10m」とか、時計の文字盤を想定して「10時の方向」などとわかりやすく説明する。



(3) 肢体の不自由な方

- 障害に適した誘導方法を確認しておく。
- 車椅子の場合、階段では、複数の人で協力する。上がる時は前向きに、下がる時は後ろ向きにして、恐怖感を与えないよう配慮する。



(4) 耳の不自由な方

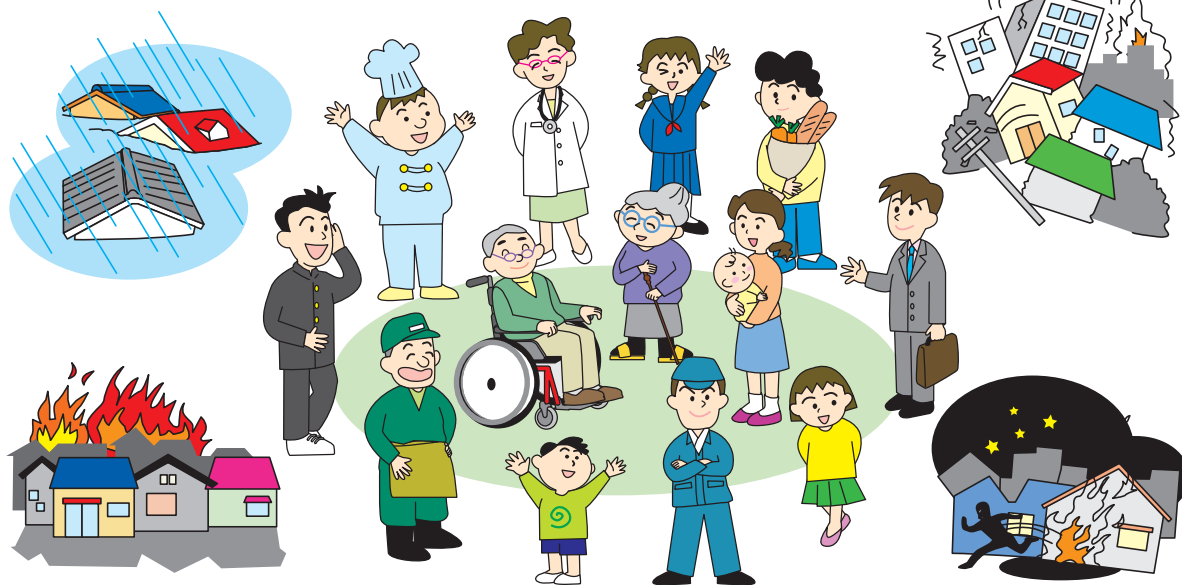
- 話す時は、近くまで寄って相手にまっすぐ顔を向け、口を大きくはっきり動かす。
- 口頭で分からなければ、紙とペンで筆談する。紙やペンがなければ、相手の手のひらに指先で文字を書いて筆談する。



名古屋市では 「助け合いの仕組みづくり」 に取り組んでいます!

阪神・淡路大震災では、救助された人の8割以上が
隣近所の人たちの手によるものでした

阪神・淡路大震災では、救助された人の8割以上が隣近所の人たちの手によるもので、町内会や自治会といった地域コミュニティが大きな力を発揮しました。地域の繋がりは、いろいろな面で、皆さんの生活の支えとなります。



「助け合いの仕組みづくり」とは、災害時に助けが必要な人たちが「どこに住んでいるのか?」を地域で把握して、その人たちを支援するために、「どのように安否を確認するのか?」、「どのように助けるのか?」、「どのように避難誘導するのか?」などについて、前もって皆さんで話し合っておくことです。

皆さんがお住まいの地域でも、お互いに力を合わせ、地域で助け合いの機運を盛り上げていきましょう!

区役所や消防署なども、皆さんの取り組みを積極的に支援します!

「助け合いの仕組みづくり」に関するお問い合わせ
お住まいの地域の[区役所総務課]または[消防署]まで